

食品産業特定技能協議会 第2回運営委員会

議事次第

日時：令和元年8月6日（火）

（書面による持ち回り開催）

【報告事項】

- 1 協議会の運営に関する案件
 - ・ 人事異動に伴う運営委員の変更について
 - ・ 協議会加入申請について
 - ・ 食品産業特定技能協議会の構成員であることの証明書（案）について
- 2 特定技能外国人材の受入れに関する案件
 - ・ 受入れ数報告について
- 3 試験の実施に関する案件

【審議事項】

事項なし

【その他】

事項なし

【資料】

- ・ 食品産業特定技能協議会運営委員新旧対照表
- ・ 食品産業特定技能協議会への加入申請フォーム（案）
- ・ 食品産業特定技能協議会の構成員であることの証明書（案）について
- ・ 特定技能1号外国人材の受入れ数
- ・ 今後のスケジュール（案）について

2019年8月6日

食品産業特定技能協議会運営委員新旧対照表

○運営委員名簿

役職	氏名（新）	氏名（旧）	所属		部会	年月日
会長	塩川 白良	新井 ゆたか	農林水産省食料産業局	局長	—	2019年4月1日
副会長・ 会長代行	池山 成俊	渡邊 厚夫	農林水産省食料産業局	輸出促進審議官	外食業部会長	2019年7月5日
		倉重 泰彦	農林水産省食料産業局	審議官	飲食料品製造業部会長	
委員	渡邊 毅	富田 育稔	農林水産省生産局畜産部	畜産部長	飲食料品製造業部会	2019年7月8日
委員	石津 克己	古舘 哲生	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課	課長	—	2019年7月9日

(案)

農林水産省

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

[ホーム](#) > [食料産業](#) > [食品製造](#) > 飲食料品製造業分野における外国人材の受入れ拡大について

飲食料品製造業分野における外国人材の受入れ拡大について

貢献するSDGs
ロゴをクリックすると
目標ごとの解説ページに
リンクします



1. 新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」の創設

飲食料品製造業分野は、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況であることから、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の4第1項の規定に基づいて、平成30年12月25日に「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」が閣議決定されました。また、同日、同方針に係る運用要領についても定められました。さらに、3月20日に在留資格「特定技能」に係る「特定技能運用要領・様式等」、「申請手続」についても定められました。詳細については、以下リンク先を御参照ください。

[飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針\(PDF：217KB\)](#)

「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(PDF：216KB)

法務省HP「新たな外国人材受入れ（在留資格「特定技能」の創設等）」[\[外部リンク\]](#)

法務省HPへ「特定技能運用要領・様式等」、「申請手続」が掲載されました。[\[外部リンク\]](#)

金融庁HPへ「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」が掲載されました。[\[外部リンク\]](#)

2. 飲食料品製造業分野及び外食業分野における「特定技能」による外国人材受入れに関する説明会の開催

地方自治体、関係業界団体、飲食料品製造事業者、外食事業者等の皆さまを対象に、平成31年2月14日から4月5日にかけて、飲食料品製造業分野及び外食業分野における新たな外国人材の受入れに関するブロック説明会を開催しました。

ブロック	開催日時	会場	お問い合わせ先
北海道	3月1日（金曜日）	北海道自治労会館5階大ホール	終了しました。
東北	3月18日（月曜日）	仙台合同庁舎 A棟 7階 会議室	終了しました。
関東	2月14日（木曜日）	さいたま新都心合同庁舎2号館5階共用大研修室5A	終了しました。
北陸	3月5日（火曜日）	金沢広坂合同庁舎1階共用大会議室	終了しました。
東海	2月20日（水曜日）	桜華会館「松の間」	終了しました。
近畿	2月19日（火曜日）	大阪合同庁舎第1号館第1別館2階第会議室	終了しました。
中国 四国	3月4日（月曜日）	岡山県農業共済会館6階大会議室	終了しました。
九州（沖縄含む）	3月18日（月曜日）	熊本地方合同庁舎A棟1階共用会議室	終了しました。
東京	2月22日（金曜日）	農林水産省本館7階 講堂	終了しました。
東京	2月27日（水曜日）	中央合同庁舎4号館	終了しました。
東京	4月5日（金曜日）	中央合同庁舎4号館	終了しました。

<資料>

[飲食料品製造業分野における外国人材の受入れについて\(PDF：1,411KB\)](#)

3. 飲食料品製造業分野及び外食業分野における「食品産業特定技能協議会」について

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に基づき、平成31年3月29日に食品産業特定技能協議会を設置しました。

[協議会規約\(PDF：195KB\)](#)

[運営委員名簿\(PDF：256KB\)](#)

[協議会の概要\(PDF：97KB\)](#)

[申し合わせ\(PDF : 77KB\)](#)

[入会規定\(PDF : 127KB\)](#)

[議事要旨\(PDF : 156KB\)](#)

4. 「食品産業特定技能協議会」への加入方法について

初めて飲食料品製造業分野及び外食業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定外国人を受け入れた後4か月以内に「食品産業特定技能協議会」に加入し、加入後は食品産業特定協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。なお、4ヶ月以内に食品産業特定技能協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなるのでご注意ください。加入については、下記の入力フォームから必要事項をご記入ください。

- ・受入れ機関はこちら
- ・登録支援機関はこちら

飲食料品製造業者団体及び外食業者団体で入会を希望される方は、「お問合せ先」までご連絡をお願いいたします。

5. 「飲食料品製造業技能測定試験（仮称）」について

今年度10月以降に、国内外にて実施予定です。詳細については決まり次第、更新します。

お問合せ先

食料産業局食品製造課

担当者：阿部、堀井、笠井
ダイヤルイン：03-3502-8237
FAX番号：03-3502-5336

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > (ページタイトル)

食品産業特定技能協議会への加入申請フォーム(特定技能所属機関用)

農林水産省の設置した食品産業特定技能協議会への加入を希望する特定技能所属機関（受入れ企業）は、以下のフォームから入会申請の手続きを行ってください。入力内容を送信後、完了画面に出てくるメールアドレスへ『特定技能外国人の受入れに関する誓約書（写）』を送付ください。

後日、加入の可否をご連絡いたします。

なお、産業分類については、総務省HPの日本標準産業分類（[飲食料品製造業分野（09食料品製造業、101・103飲料製造業、104製氷業](#)）、[5861菓子小売業、5863パン小売業、5867豆腐・かまぼこ等加工食品小売業](#)）、[外食業分野](#)）をご参照ください。

産業分類についてのお問い合わせは、主たる取り扱い品目により窓口が異なりますので以下へご連絡ください。

飲食料品製造業(全般)について：農林水産省食料産業局食品製造課 03-6744-2397

惣菜製造業、外食産業について：農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室 03-6744-7177

ただし、

畜産食料品製造業(牛乳、乳製品関係を除く)について：農林水産省 生産局畜産部食肉鶏卵課 03-6744-2130

水産食料品製造業について：水産庁 漁政部加工流通課 03-6744-2349

次の事項をお読みになり、必要事項を入力の上、「送信確認」ボタンを押してください。

情報の取り扱いについては、「[プライバシーポリシー](#)」をご覧ください。

このページで入力された情報は、SSLと呼ばれる暗号化通信技術により保護されています。

入力に際しては、半角カタカナ、丸囲みの数字、ローマ数字、全角1文字になっている単位 記号などの[機種依存文字](#)[別ウィンドウで開きます]はお使いいただけません。

産業分野（必須） 複数選択可
☐ 飲食品製造業分野
☐ 外食産業分野
日本標準産業分類（必須） 3つまで選択可。詳細はページ上部のリンク先を参照してください。

- ☐ 0911 部分肉・冷凍肉製造業
- ☐ 0912 肉加工品製造業
- ☐ 0913 処理牛乳・乳飲料製造業
- ☐ 0914 乳製品製造業（処理牛乳，乳飲料を除く）
- ☐ 0919 その他の畜産食料品製造業
- ☐ 0921 水産缶詰・瓶詰製造業
- ☐ 0922 海藻加工業
- ☐ 0923 水産練製品製造業
- ☐ 0924 塩干・塩蔵品製造業
- ☐ 0925 冷凍水産物製造業
- ☐ 0926 冷凍水産食品製造業
- ☐ 0929 その他の水産食料品製造業
- ☐ 0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）
- ☐ 0932 野菜漬物製造業（缶詰，瓶詰，つぼ詰を除く）
- ☐ 0941 味そ製造業
- ☐ 0942 しょう油・食用アミノ酸製造業
- ☐ 0943 ソース製造業
- ☐ 0944 食酢製造業
- ☐ 0949 その他の調味料製造業
- ☐ 0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）
- ☐ 0952 砂糖精製業
- ☐ 0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
- ☐ 0961 精米・精麦業
- ☐ 0962 小麦粉製造業
- ☐ 0969 その他の精穀・製粉業
- ☐ 0971 パン製造業
- ☐ 0972 生菓子製造業
- ☐ 0973 ビスケット類・干菓子製造業
- ☐ 0974 米菓製造業
- ☐ 0979 その他のパン・菓子製造業
- ☐ 0981 動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）
- ☐ 0982 食用油脂加工業
- ☐ 0991 でんぷん製造業
- ☐ 0992 めん類製造業
- ☐ 0993 豆腐・油揚げ製造業
- ☐ 0994 あん類製造業
- ☐ 0995 冷凍調理食品製造業
- ☐ 0996 そう（惣）菜製造業
- ☐ 0997 すし・弁当・調理パン製造業
- ☐ 0998 レトルト食品製造業
- ☐ 0999 他に分類されない食料品製造業
- ☐ 1011 清涼飲料製造業
- ☐ 1031 製茶業
- ☐ 1032 コーヒー製造業
- ☐ 1041 製氷業
- ☐ 5861 菓子小売業（製造小売）
- ☐ 5863 パン小売業（製造小売）
- ☐ 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
- ☐ 7611 食堂，レストラン（専門料理店を除く）
- ☐ 7621 日本料理店
- ☐ 7622 料亭
- ☐ 7623 中華料理店
- ☐ 7624 ラーメン店
- ☐ 7625 焼肉店
- ☐ 7629 その他の専門料理店
- ☐ 7631 そば・うどん店
- ☐ 7641 すし店
- ☐ 7651 酒場，ビヤホール
- ☐

☐ 7661 バー, キャバレー, ナイトクラブ ☐ 7671 喫茶店 ☐ 7691 ハンバーガー店 ☐ 7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店 ☐ 7699 他に分類されない飲食店 ☐ 7711 持ち帰り飲食サービス業（客の注文に応じその場で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所一例：持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、移動販売(調理を行うもの)等） ☐ 7721 配達飲食サービス業（調理した飲食料品を客の求める場所に届ける事業所一例：宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋、デリバリー専門店等 客の求める場所において調理した飲食料品を提供する事業所一例：ケータリングサービス店、給食センター、病院給食業、施設給食業、配色サービス業等）
会社名・団体名（必須）
氏名（代表者）（必須）
法人番号(13桁)（必須）
労働保険番号（必須）
企業規模（必須）
☐ 1～5人 ☐ 6～20人 ☐ 21～50人 ☐ 51～100人 ☐ 101～300人 ☐ 301人以上
郵便番号（－は抜いてください）（必須）
都道府県（必須）
v
住所（都道府県以下）（必須）
氏名（担当者）（必須）
電話番号（－は抜いてください）（必須）
メールアドレス（担当者）（必須）
確認メールアドレス（担当者）（必須）
受入れする特定技能外国人の人数（必須）
受入れする特定技能外国人の在留カードNoと国籍と氏名(アルファベット表記)と事業所所在地(都道府県)（必須） 1人ずつ改行し、受入れする全員分を記入下さい。間には『,(カンマ)』を利用下さい。
例) AB12345678CD,ベトナム,NGYEN,福岡県
今後1年間に受入れする予定の特定技能外国人の人数（必須）

食品産業特定技能協議会規約に同意し、必要な協力を行うことを誓います。(必須)

- ☐ はい
☐ いいえ

送信確認

リセット

お問合せ先

食料産業局食品製造課

担当者：阿部、堀井、笠井
代表：03-3502-8111（内線4162）
ダイヤルイン：03-6744-2397
FAX番号：03-3502-5336

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > (ページタイトル)

食品産業特定技能協議会への加入申請フォーム(登録支援機関)

農林水産省の設置した食品産業特定技能協議会への加入を希望する特定技能所属機関（登録支援機関用）は、以下のフォームから入会申請の手続きを行ってください。
入力内容を送信後、完了画面に示すメールアドレスへ『特定技能外国人の受入れに関する誓約書（写）』を送付ください。
後日、加入の可否をご連絡いたします。

次の事項をお読みになり、必要事項を入力の上、「送信確認」ボタンを押してください。

情報の取り扱いについては、「[プライバシーポリシー](#)」をご覧ください。

このページで入力された情報は、SSLと呼ばれる暗号化通信技術により保護されています。

入力に際しては、半角カタカナ、丸囲みの数字、ローマ数字、全角1文字になっている単位・記号などの[機種依存文字](#)[\[別ウィンドウで開きます\]](#)はお使いいただけません。

産業分野（必須） 複数選択可
☐ 飲食料品製造業 ☐ 外食産業分野
会社名・団体名・事業者名（必須）
氏名（代表者）（必須）
法人番号（13桁）（必須） 半角英数字を使用ください
郵便番号（-は除いてください）（必須）
都道府県（必須）
▼
住所（都道府県以下）（必須）
氏名（担当者）（必須）
電話番号（-は除いてください）（必須）
メールアドレス（担当者）（必須）
確認メールアドレス（担当者）（必須）
支援する特定技能外国人の在留カードNoと国籍と氏名(アルファベット表記)と職場所在地（都道府県）と支援委託契約先の企業名（必須） 1人ずつ改行し、受入れする人数分を記入ください。間には『、(カンマ)』を使用ください

例) AB12345678CD,ベトナム,NGYEN,福岡
県,大名フード

送信確認

リセット

お問合せ先

食料産業局食品製造課

担当者：阿部、堀井、笠井

代表：03-3502-8111（内線4162）

ダイヤルイン：03-6744-2397

FAX番号：03-3502-5336

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#)

[プライバシーポリシー](#)

[リンクについて・著作権](#)

[免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries